

徳島県学校生活協同組合 弔慰金規程

第1条（趣旨ならびに適用範囲）

この規程は、徳島県学校生活協同組合員（再任用・臨時を除く県費負担）が死亡（付表の高度障害状態に該当したものを含む）した際に、その遺族に対して支給する弔慰金について定める。

第2条（支給額）

徳島県学校生活協同組合（以下「組合」という。）は、下記別表に定める金額を弔慰金として支給する。

ただし、次に該当する場合は支給しない。

- ① 地震、噴火または津波によるとき
- ② 戦争その他の変乱によるとき
- ③ その他（故意、重過失、犯罪行為、等によるとき）

第3条（受給者）

組合員が死亡した場合の弔慰金を受け取るべき者の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条以下に定めるところによるものとし、同順位の者が2人以上存在する場合には、受給者のうち組合が認めた代表者に対し支払う。

2. 高度障害状態の場合は、本人に支給する。

第4条（実施日）

この規程は、平成28年12月1日から実施する。

なお、平成30年12月1日より一部改定する。

【別表】

（単位：円）

弔 慰 金
500,000

【付表】（高度障害状態）

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの